

令和6年度 部活動規程

安来市立伯太中学校

1 部活動の目的

生徒の自主的、自発的な参加を基盤として、運動や芸術等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資する。

2 重点事項

(1) 長期的視点に立った指導

生徒の精神面、技能面の成長を支える視点を持ち、生徒が主体的に活動できるよう、部・個人の目標達成や課題解決に向けた手立てを生徒自身が考え実行できる指導を行う。短期的な結果を追求した勝利至上主義の指導は行わない。

(2) 人権の尊重と発達段階や健康状態への配慮

(3) 事故防止・安全管理

用具や施設の点検・管理、活動前後の健康状態の確認、気象状況や気温・健康状態についての配慮を行うとともに、けがや事故に備え、救急体制・連絡体制を確認する。

(4) 保護者・部活動地域指導者・競技団体等との連携

(5) 教育の質の向上に向けた教職員の働き方改革に係る運営の工夫

3 開設する部活動

(1) 運動部：女子ソフトテニス部、野球部、男子バレーボール部、女子バレーボール部

(2) 文化部：吹奏楽部、ガーデニング&アート部

4 活動時間

(1) 平日の活動時間：放課後、2時間まで ※朝練習は原則実施しない

(2) 休日の活動時間：3時間まで

※ 大会前等でやむなく変更する場合は、あらかじめ校長・生徒・保護者の了承を得、休養日の追加設定や活動時間の短縮を行う

(3) 完全下校時刻

4月～9月	10月	11月～1月	2月	3月
18:30	18:00	17:30	18:00	18:30

(4) 3年生の活動期間

市ブロック大会・総体（県・中国・全国）、吹奏楽コンクール終了まで

5 休養日

(1) 週2日以上休養日を設定する（平日に1日以上、かつ土曜日及び日曜日に1日以上）

(2) 毎月第3日曜日（しまね家庭の日）、職員会議を行う日は原則活動しない

6 休止期間

(1) 安来市共通の部活動休止期間

- ① 夏季休業：閉庁期間中
- ② 冬季休業：6日（12月29日～1月3日）
- ③ 学年末休業日及び学年始休業日：6日（3月29日～4月3日 状況により変更の可能性有）

※ 上位大会への出場等特別な場合は、校長・生徒・保護者の許可を得、別日に休養日を設定する

(2) テスト前休止期間

学期末テスト（6月・11月・2月）前5日間

(3) 気象警報発令時

- ① 午前6時の段階で安来市に警報が発表されている場合、午前の活動を中止する。
- ② 午前10時の段階で警報が解除になった場合は、午後の活動は可能とする。
- ③ 部活動中に警報が発表された場合、安全を考え状況に応じた措置をとる（速やかに帰宅させる、帰宅させず待機させる、保護者に迎えを依頼する等）。

(4) 儀式的行事の前日・当日

入学式、卒業証書授与式の前日・当日は、準備・片付けを優先する。行事实施に支障がなければ活動できる。

7 生徒会活動・学級活動優先日

毎週水曜日（原則）

8 活動計画

- (1) 大会等の意義や、生徒・保護者・部の顧問の負担を考慮し、参加する大会等を精査する。
- (2) 大会・練習試合等の参加について生徒・保護者・校長の了承を得、実施計画を作成・配付する。

9 入部、退部・転部

(1) 入部

部活動紹介や見学・体験などを参考に生徒が保護者と十分協議して入部する。入部後は原則3年間同一部の所属とする。「入部届」を部の顧問に提出する。

(2) 退部、転部

保護者、退・転部に関わる部の顧問、学級担任を含めて十分に話し合い慎重に決定する。「退部届」を部の顧問に提出する。転部の際は、改めて「入部届」を提出する。

(3) その他

- ① 生徒が活動困難または不適當な状況の場合、部の顧問・学級担任・保護者が十分協議し、休部または退部させることができる。
- ② 高校等の入試に合格または内定した生徒が高校等でも中学校と同じ部活動に参加する場合、保護者・中学校の部活動顧問・校長の了承のもと、中学校を卒業するまで活動に参加することができる。その際は「活動参加届」を提出する。

10 活動中のきまり

(1) 更衣、貴重品

荷物は部室（または指定の場所）に置き、更衣も部室で行う。貴重品は部の顧問に預ける。

(2) 準備・片付け

準備・片付けは速く行い、時間内で効率的な練習ができるよう全員が協力する。

(3) 服装

体操服、制服の他、各部で定められた服装で活動し、能力向上を目的とした装飾品は使用しない。

(4) マナー

学校や社会のきまりを守り、礼儀正しい態度で活動する。

(5) 感染症予防、事故防止

手洗い・換気など、感染症予防に努めるとともに、事故やけがが発生しないよう気をつける。

(6) 用具等の取扱

施設・設備・備品など、使用する物はいつも大切に扱い、破損・汚損・紛失の場合（または発見した場合）はすぐに報告する。

(7) 昼食、飲み物

昼食が必要な場合は、家庭より持参する。通学途中や登校後外出しての購入はしない。飲み物は水筒に入れて持参する。

(8) 下校

完全下校時刻までに校門を出る。夕方の下校時は反射タスキを着用する。

(9) 遅刻・早退・欠席

遅刻・早退・欠席の場合は、部の顧問に連絡する。授業時間に体調不良で保健室で休養したり、体育実技の学習を見学したりした場合は、その日の部活動に参加せず、家庭で休養する。

(10) 部室

部室は、部活動以外では使用しない。部の顧問が許可した物以外の私物は置かない。いつも整理整頓し、衛生に保つ。

(11) その他

① 部内での問題行動が発生した場合は、個人または部の活動を停止する場合がある。

② トラブル防止のため、練習・大会時の差し入れを受けたり、土産物を贈答したりしない。

11 事故・傷害

(1) 事故が発生した場合、部の顧問は応急処置を行うとともに校長・教頭に連絡する。病院搬送が必要な場合は保護者に連絡する。

(2) 事故が発生した後、部の顧問は事故報告書を校長に提出する

(3) 活動中の事故は、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの給付を受けられる。

12 大会・コンクール等参加に係る移動

- (1) 中体連、吹連主催の大会・コンクールで遠方に移動するとき
市や教育後援会からの助成金で借上バス・タクシーを利用する。
- (2) 他の大会や練習試合等に参加するとき
各自で公共交通機関を利用するか、家の人による送迎または保護者会費での借上バス・タクシーにより参加する ※ 家の人による送迎の場合は、万が一の事故を想定し、乗り合いは避ける

13 活動費

- (1) 教育後援会より各部に補助金が配分される。
- (2) 月2,000円を上限として、保護者会費を徴収することができる。
- (3) 保護者会費の管理は、金融機関の口座を利用し、保護者会の会計担当が行う
- (4) 部の顧問は、安全・健康管理・活動の特性を考慮し、個人用の物品費を徴収し、物品を配布できる。ただし、事前に生徒・保護者・校長の了承を得る。
- (5) 保護者会費は年度末に決算し、会計監査を経て全部員の保護者に書面をもって報告する

14 部活動顧問者会、生徒代表者会

部活動運営に係る各種調整を行うために部活動顧問者会を組織する。また、部員の意見を取りまとめて検討したり、ルールやマナーを徹底したりするために生徒代表者会を開催し、自治的な運営を支援する。

15 その他

- (1) 生徒・保護者への連絡は、文書・電話・学校のメールにより行う。保護者会の連絡網を利用して連絡する場合は、保護者会長または保護者会連絡担当の保護者に連絡する。私的なメールアドレスやメッセージアプリは使用しない。
- (2) 1年生の入部までの流れ
 - ① 部活動説明会 : 4月10日(水)
 - ② 部活動見学 : 4月10日(水)～12日(金) ※17:15完全下校
 - ③ 部活動体験、仮入部 : 4月16日(火)～19日(金) ※17:15完全下校
 - ④ 入部届提出締切 : 4月22日(月)
 - ⑤ 正式入部 : 4月23日(火)～ ※5月6日まで1年生の完全下校時刻は18時